

スムーズな除雪にご協力をお願いします！

町は、冬期間の交通確保のため降雪時に町道の除雪作業を行います。安全で効率的な除雪作業を行うため、次の事項について皆さまのご協力をお願いします。

除雪の際のお願い

町の道路の除雪は降雪が10㎝以上(解ける見込みがない)のときや、吹き溜まりやシャーベット状のときに出勤しています。

各路線で除雪の時間帯が異なることがあります。住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

3 物や宅地の雪を道路に出さない

道路内に障害物となる物を置くと、除雪作業の妨げや除雪車の故障の原因となります。また、宅地の雪を道路に出すと、道幅が狭くなったり路面がでこぼこになります。路面状態を悪化させ大変危険ですのでやめましょう。

6 道路沿いの樹木の伐採等について

積雪などにより樹木の幹や枝が折れ、除雪作業や通行の妨げになることがあります。

道路にはみ出た樹木の伐採や撤去については、土地の所有者が行ってください。

1 除雪車に近寄らない

除雪車は、道路状況によって右側を走行しながら除雪をする場合があります。近寄ると大変危険ですので絶対に近寄らないでください。また、除雪作業中は事故防止のため低速で走行します。通勤時間などに除雪する場合がありますので、普段より時間に余裕をもっておでかけください。

4 私道の除雪について

町は、町が管理する道路以外の除雪はできません。宅地分譲による位置指定道路は私道になりますので、その道路の管理者(宅地分譲の開発者または共有施設として主にその道路を使用する人など)が除雪を行うこととなります。

7 スノーポール、砂置き場を設置します

道路沿いにスノーポールを設置していますが、除雪作業の安全確保のために必要なものです。絶対に取り除かないでください。

また、急な坂道などには砂置き場を設置しています。路面凍結時にご利用ください。

2 宅地出入り口の除雪にご協力を

除雪車による除雪は、車道の雪を道路の両端にかき分けて、通行を確保するためのものです。そのため、住宅の前などに雪が残ります。住宅前や道路までの間口、ごみステーションなどは、各家庭、地域での除雪をお願いします。

5 路上駐車は行わない

路上駐車は除雪作業の大きな妨げになるだけでなく、事故を誘発する恐れがありますので絶対にやめましょう。

■除雪に関する問い合わせ先

▶**国道** 岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所 (☎ 0197-24-2187)

▶**県道** 県南広域振興局土木部 (☎ 0197-22-2881)

▶**町道** 都市建設課 (内線 2271)

第34回中学生海外研修事業中止のお知らせ

例年3月中旬に実施していた中学生海外研修事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止と判断しました。参加を検討していた皆さまには、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

■中止理由

- ①新型コロナウイルス感染症に対する参加者の安心安全を担保できない
- ②外務省の「感染症危険情報」において、米国への渡航は中止勧告されている
- ③米国では国外からの渡航者は入国後14日間の自己隔離を求められており、事業日程として困難である
- ④派遣先のアマーフト中中学校では、令和3年9月末まで学校職員と生徒以外の立ち入りを禁止している

☎ 中央生涯教育センター 社会教育係 (☎ 44-3123)

まちからのお知らせ

お知らせ news

11月は「児童虐待防止推進月間」
189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

☎ 児童相談所全国共通ダイヤル (☎ 189) ※最寄りの児童相談所につながります。子育て支援課 (☎ 44-4611)

児童虐待とは、保護者が子どもの心身を傷つけたり、すこやかな成長・発達を損なう行為です。

児童虐待は次の4つに分類されます。

①身体的虐待

- ▶殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力
- ▶やけどをさせる
- ▶冬に戸外に締め出す
- ▶意図的に子どもを病気にさせる など

②心理的虐待

- ▶大声や言葉による脅かし、脅迫
- ▶子どもを無視したり、拒否したりする
- ▶他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- ▶子どもの前で配偶者などにDV(暴力、暴言、無視など)をする など

③ネグレクト (養育の拒否・怠慢)

- ▶適切な衣食住の世話をしていない
- ▶家に閉じ込める(学校に登校させないなど)
- ▶重い病気になるまでも病院へ連れて行かない
- ▶同居人の虐待の放置 など

④性的虐待

- ▶性的な行為を強要する
- ▶性的関係を要求する
- ▶性的行為を見せる
- ▶ポルノグラフィーの被写体にする など

見落とさないでください！～たすけてのサイン～

▶子どもからのサイン

- いつも泣き叫ぶ声や悲鳴が聞こえる
- 不自然な傷や打撲、やけどの痕がある
- 衣類や身体がいつも汚れている
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

▶保護者からのサイン

- 小さな子どもを残したまま、よく外出する
- 子どものけがについて不自然な説明をする
- 子育てに無関心・拒否的である

1本の電話で救われる子どもがいます

児童虐待かもと思ったら、☎ 189へ連絡してください。連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

お知らせ news

11 (いい) 月 30 (みらい) 日は「年金の日」です

☎ 日本年金機構 (☎ 0570-058-555)、住民課 (内線 2121)

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11 (いい) 月 30 (みらい) 日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」のご利用は、日本年金機構のホームページをご覧ください。一関年金事務所 (☎ 0191-23-4246) にお問い合わせください。

お知らせ news

女性に対する暴力をなくす運動期間 (11月12日～25日) です

☎ 中央生涯教育センター社会教育係 (☎ 44-3123)

町は、国の実施している「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、企画展示などを行います。

▶企画展示

■展示内容 ①パープルリボン等の配架 ②ポスター掲示など

■開催期間 11月12日(木)～25日(木)の平日午前9時～午後5時

■場所 中央生涯教育センター 展示ホール

▶啓発活動

■活動内容 イオンスーパーセンター金ケ崎店にて街頭活動を行います

■日時 11月24日(火)午前10時～正午

■場所 イオンスーパーセンター金ケ崎店入口付近
中央生涯教育センターではDV相談窓口を開設しています。ご利用の際は電話にてご予約ください。

お知らせ news

12月4日～10日は「人権週間」です
～「誰か」のこと じゃない。～

☎ 盛岡地方法務局水沢支局 (☎ 24-0511)、住民課 (内線 2127)

法務局では、家庭・職場・学校・近隣などでの悩み相談に応じます。また、人権擁護委員による特設人権相談所を開設します。事前予約は必要ありませんので、お気軽にご相談ください。

■盛岡地方法務局水沢支局 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

■特設相談 ▶日時：12月8日(火) 午後1時～4時 ▶場所：町福祉センター

「12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です」

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされ、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



人権イメージキャラクター
KEN(けん)とKENJI(けんじ)